

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

2022年3月29日

## 経済安全保障推進法案のポイントと日本企業への影響

## I. 経済安全保障推進法案の概要

森・濱田松本法律事務所

## II. 法案の4本柱

弁護士 宮岡 邦生

TEL. 03 6266 8738

[kunio.miyaoka@mhm-global.com](mailto:kunio.miyaoka@mhm-global.com)

## 1. 重要物資のサプライチェーン強靱化

弁護士 伊奈 拓哉

TEL. 03 6266 8738

[takuya.ina@mhm-global.com](mailto:takuya.ina@mhm-global.com)

## 2. 基幹インフラの安全性・信頼性確保

## 3. 先端的重要技術に関する官民の協力

## 4. 特許出願の非公開

## III. 日本企業への影響

弁護士 石本 茂彦

TEL. 03 5223 7736

[shigehiko.ishimoto@mhm-global.com](mailto:shigehiko.ishimoto@mhm-global.com)

弁護士 梅津 英明

TEL. 03 6212 8347

[hideaki.umetsu@mhm-global.com](mailto:hideaki.umetsu@mhm-global.com)

## I. 経済安全保障推進法案の概要

2022年2月25日、政府は、「経済安全保障推進法案」（正式名称は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」）を閣議決定しました。

「経済安全保障」という概念には必ずしも統一した定義はありませんが、一般には、軍事的脅威からの防衛という狭義の「安全保障」概念を超えて、経済・技術分野における自国産業の自立性や優位性の確保のための施策や国家戦略を広く含む概念と捉えられています<sup>1</sup>。経済安全保障に関連する施策は、大きく、自国が持つ重要技術の他国への流出防止といった「守り」の観点からのものと、半導体といった重要分野で、自国産業を育成・強化する「攻め」の観点からのものに分けられます。

今回の法案は、2月1日に公表された「経済安全保障法制に関する有識者会議」の提言（以下、「提言」といいます。）も踏まえ、経済安全保障に関する施策のうち、外国為替及び外国貿易法（外為法）をはじめとする従来法制ではカバーされていなかった分野について、新たな施策を導入するものです。具体的には、以下の4本柱について、国や企業の取り組みを定めています。

<sup>1</sup> 経済安全保障の概念及び関係する諸施策については、INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN 2021年11月号「経済安全保障リスクと危機管理」もご参照ください。  
<https://www.mhmjapan.com/ja/newsletters/international-trade-law/4.html>

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

- 重要物資のサプライチェーン（供給網）の強靱化（6条～48条）
- 基幹インフラの安全性・信頼性確保<sup>2</sup>（49条～59条）
- 先端的重要技術に関する官民の協力（60条～64条）
- 安全保障上機微な発明に関する特許の非公開（65条～85条）

政府は、今通常国会での法案の可決・成立を目指すとしており、順調に進めば今夏にも成立する見込みです。

以下、「Ⅱ」で経済安全保障推進法案の4本柱を個別に解説した上で、「Ⅲ」で日本企業への影響について説明します。

## Ⅱ. 法案の4本柱

### 1. 重要物資のサプライチェーン強靱化

国民の生存や経済活動に甚大な影響のある物資の安定的な供給を確保するため、そうした物資を「特定重要物資」（7条）に指定した上で、所管大臣の認定を受けた事業者に対する資金的な支援措置等を通じて、特定重要物資の安定供給を確保し、サプライチェーンの強靱化を図るものです。報道等によれば、特定重要物資としては、半導体や蓄電池といった先端技術分野の製品、レアアース（希土類）等の重要鉱物、医薬品等が対象となると考えられます。

民間事業者は、特定重要物資の安定供給確保のための取組に関する計画を作成・提出し、所管大臣の認定を受けることにより（9条）、政府系金融機関等からの支援（助成金の交付等）を受けることが可能となります。また、所管大臣は、特定重要物資について、民間事業者への支援措置では安定的な供給の確保を図ることが困難な場合には、当該特定重要物資を、安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資として指定し、備蓄等の必要な措置を講じることができます（44条）。

所管大臣は、その所管する事業を行う者に対し、事業の状況（仕入先や在庫等）に関する報告または資料の提出を求めることができます（48条）。そうした調査に際して知り得た秘密を漏洩し盗用した者に対しては罰則が科されますが（93条）、当該調査への協力そのものについては、経済界からの反対等もあって努力義務とされていません（48条3項）。

### 2. 基幹インフラの安全性・信頼性確保

基幹インフラサービス（典型的には電気・ガス・水道等のインフラサービスが含ま

<sup>2</sup> 基幹インフラの安全性・信頼性の確保について、サイバーセキュリティとの関係に焦点を当てつつ説明した、データ・セキュリティ/ CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN 2022年3月3日号「経済安全保障とサイバーセキュリティ」もご参照ください。

<https://www.mhmjapan.com/ja/newsletters/data-security-nl/9.html>

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

れます。)の安定的な提供が妨害されるリスクを未然に防ぐため、14業種を対象に、事業者が行う重要設備の導入や維持管理等の委託について、所管大臣が事前に審査する仕組みを設けるものです。

基幹インフラ事業である以下の14業種のうち、政令により定められる特に重要性の高い事業が対象となります(「特定社会基盤事業」といいます。)(50条1項)。

①電気	②ガス	③石油	④水道	⑤鉄道
⑥貨物自動車運送	⑦外航貨物	⑧航空	⑨空港	⑩電気通信
⑪放送	⑫郵便	⑬金融	⑭クレジットカード	

対象事業を営む事業者のうち、(i)「特定重要設備」の機能が停止・低下した場合に、(ii) 役務(サービス)の安定的な提供に支障が生じ、(iii) 国家・国民の安全を損なうおそれ大きいものとして省令で定める基準に該当する事業者について、所管大臣が「特定社会基盤事業者」の指定を行うことにより、制度の適用対象となります(50条1項)。(i)の「特定重要設備」とは、対象事業のために用いられる設備やプログラムのうち特に重要なものをいい、省令により指定されます。報道等によれば、電力供給の制御装置や預金システム等が対象となると考えられます。

指定を受けた事業者には、所管大臣から通知がなされます(50条2項)。なお、所管大臣は、特定社会基盤事業者を指定するために必要な限度で、特定社会基盤事業を行う者に対して、必要な報告や資料の提出を求められます(58条1項)。

特定社会基盤事業者は、①他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合または②他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理もしくは操作(重要維持管理等といい、具体的には省令で指定されます。)を行わせる場合、あらかじめ、計画書を作成し、省令で定める書類を添付して所管大臣に届け出てその審査を受ける必要があります(52条1項、2項)。

所管大臣は、審査の結果、重要設備が国外から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、妨害行為を防止するため必要な措置(重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等)を講じるべきことを勧告することができます(52条6項)。勧告を受けた特定社会基盤事業者は、勧告後10日以内に勧告を応諾するかしないかの通知をする必要があります(52条7項)。所管大臣は、通知がないときや、勧告を応諾しない旨の通知があったとき(正当な理由がある場合を除きます。)は、勧告に係る措置を講じるべきことを命令することができます(52条10項)。

特定社会基盤事業者が、上述の届出義務に違反し、もしくは虚偽の届出をして特定重要設備の導入等を行った場合や、上述の命令に違反した場合、また、特定社会基盤事業を行う者が、特定社会基盤事業者を指定するために所管大臣により行われる調査に協力せず、または虚偽の報告をした場合には、罰則が科されます(92条、96条)。

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

## 3. 先端的な重要技術に関する官民の協力

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援や官民伴走支援のための協議会を設置し、調査研究業務のシンクタンク等への委託を行うものです。

対象となる重要技術は、「特定重要技術」と呼ばれ、先端的な技術のうち、研究開発情報の外部からの不当な利用や、当該技術により外部から行われる妨害等により、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいいます（61条）。具体的には、宇宙・海洋・量子・AI等の分野における先端的な重要技術が想定されています。

また、内閣総理大臣は、指定分配機関（科学技術振興機構等の5つの研究開発法人が該当します）が設置する基金のうち、特定重要技術の研究開発の促進等を目的とする基金を指定基金として指定し、補助金の交付を行います（64条）。

協議会やシンクタンク関係者がその業務において知り得た秘密を漏洩し盗用した場合には、罰則が科されます（96条）。

## 4. 特許出願の非公開

核技術等、公開することにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されている特許出願について、出願公開等の手続を留保し、その間に情報保全措置を講じることで、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出を防止する制度です。

特許出願書類に一定の技術分野（公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が含まれ得る技術分野をいい、核技術、先進武器技術等の中から政令により絞り込まれる予定です。）に属する発明が記載されている場合は、特許庁から特許出願書類が内閣府に送付され、内閣総理大臣により、発明の情報が外部に流出しないようにするための措置（＝保全）を行うことが適当と認められるかの審査が行われます（保全審査）。

保全審査においては、国の機関、外部の専門家の協力の下、発明が公にされた場合に国家及び国民の安全を損なうおそれの程度と、発明を非公開とすることによる産業の発達に及ぼす影響等を考慮し、保全指定の要否が判断されます。

審査の結果、保全を行うことが適当と認められる場合、「保全対象発明」として指定し、出願人に通知します（70条）。指定の期間は1年以内で、1年ごとに延長の要否が判断されます。指定の効果は下表のとおりです。

出願の取下げ禁止 (72条)	発明の実施の許可制 (73条)	発明内容の開示の原則禁止 (74条)
発明情報の適正管理義務 (75条)	発明の共有の承認制 (76条)	外国への出願の禁止 (78条)

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

なお、報道等によれば、年間 30 万件ほどあるすべての特許出願のうち、指定が見込まれるのは年数件程度となる見通しです。

日本で行われた上記の対象技術分野に属する発明については、まず日本に出願しなければならないこととする第一国出願義務が規定されています（78 条）。外国出願をしようとする事業者は、事前に特許庁に対し、対象技術分野に該当するかどうかを相談することができます（79 条）。

発明の実施の不許可等により損失を受けた者に対しては、国はその損失を補償するものとされています（80 条）。

発明の実施の許可条件に違反して発明の実施を行った場合、不正の手段により発明の実施の許可を得た場合、発明内容を開示した場合、又は、外国出願禁止に反し外国出願を行った場合には罰金が科されます（92 条、95 条）

### Ⅲ. 日本企業への影響

経済安全保障推進法案には、政府による企業に対する支援の側面（“アメ”）、企業に対する規制の側面（“ムチ”）の両方が含まれています。

法案の 4 本柱のうち、サプライチェーンの強靱化（1 つめの柱）と官民技術協力（3 つめの柱）については、政府系金融機関や基金を通じた経済的支援等が盛り込まれており、“アメ”の性格が強いといえます。

一方、基幹インフラの安全性・信頼性の確保（2 つめの柱）や特許出願の非公開（4 つめの柱）については、“ムチ”としての規制強化の要素が強いといえます。特に基幹インフラの安全性・信頼性確保については、対象 14 分野としてかなり広い業種がカバーされており、これらの分野に該当する事業者にとっては、実務上の影響も大きいと考えられます。具体的には、政府が「特定社会基盤事業者」の指定を行うにあたって報告や資料提出を求められる可能性があるほか、当該指定を受ければ、システムや機器の導入を行う際に当局への事前届出と審査が要求されます。違反した場合には最大懲役 2 年の罰則も設けられています。特許出願の非公開については、適用範囲はかなり限定的になることが予想されますが、安全保障に関わる特に機微な技術（核技術、武器技術等）に関する発明については、保全指定がなされれば、発明の実施の許可制や発明内容の開示禁止といった制約が課されることとなります。

なお、法案が成立した場合の 4 本柱の施行時期については、サプライチェーンの強靱化と官民技術分野については公布後 9 か月以内、基幹インフラの安全性・信頼性の確保については 1 年 6 か月から 1 年 9 か月以内、特許出願の非公開については 2 年以内とされています。規制強化（“ムチ”）の側面を有する施策について、猶予期間が長めに取られていることが指摘できます。

いずれにしても、制度の詳細については、今後制定される政省令などの下位規範に委ねられた部分も多く、これらも含めて動向を見守る必要があります。

近時、新型コロナウイルスの感染拡大や、米中貿易戦争に伴う通商施策や対抗施策の

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

激化、ロシアによるウクライナに対する軍事行動等に伴い、サプライチェーンの寸断や基幹インフラに対するサイバー攻撃といった問題が顕著になり、日本企業も深刻な影響を受け始めているなど、経済安全保障の重要性は益々増えています。こうした国際情勢も踏まえ、特にサプライチェーンのレジリエンスの強化やサイバーセキュリティ強化などは、経済安全保障法案において議論されている内容に留まらず、企業における喫緊の重要課題になっています。そのため、多くの日本企業においては、経済安全保障法案の動向・内容如何にかかわらず、いずれにしても速やかにこれらの課題に関する取組みを開始・強化する必要があり、そうした取組みの一部として、経済安全保障推進法案の遵守（ムチの部分）又は活用（アメの部分）を検討していくという姿勢が望まれているように思われます。

## セミナー情報

- セミナー 『ロシア制裁強化の可能性と日本企業の備え』  
視聴期間 2022年2月8日（火）～2022年4月3日（日）  
講師 梅津 英明、大川 信太郎  
主催 森・濱田松本法律事務所
  
- セミナー 『日米によるロシア制裁強化と日本企業に求められる対応』  
視聴期間 2022年3月4日（火）～2022年4月3日（日）  
講師 梅津 英明、大川 信太郎  
主催 森・濱田松本法律事務所

## 【お申込みに関して】

上記セミナーにつきましては、会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴お申込みを受け付けております。

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー [『日本による対ロシア・ベラルーシ制裁の概要』（英語配信）](#)  
視聴期間 2022年3月11日（金）～2022年4月10日（日）  
講師 梅津 英明、大川 信太郎  
主催 森・濱田松本法律事務所

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

- セミナー 『《緊急開催》日米における対ロシア・ベラルーシ制裁の強化と日本企業に求められる対応～時間をかけて基礎の基礎から解説～』

開催日時 2022年4月5日（火）13:30～16:30

講師 大川 信太郎

主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー 『第4844回金融ファクシミリ新聞社セミナー「今、日本企業に求められる「ビジネスと人権」の実務対応のポイント」』

開催日時 2022年4月14日（木）13:30～16:30

講師 御代田 有恒

主催 株式会社FNコミュニケーションズ
- セミナー 『経済安全保障推進法案：今後の議論のポイントと企業実務へのインパクト』

開催日時 2022年4月14日（木）13:30～16:30

講師 大川 信太郎

主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー 『基幹インフラ事業者、重要物資の生産、重要技術の研究開発等に関与する企業等に対する実務上のインパクトと対応策「経済安全保障推進法案の4本柱と企業の備え」』

開催日時 2022年5月9日（月）16:30～18:30

講師 大川 信太郎

主催 株式会社JPI（日本計画研究所）
- セミナー 『RCEP完全対応！EPAを通じた輸出入コスト削減とビジネス拡大の基本と実践』

開催日時 2022年5月11日（水）10:00～12:00

講師 宮岡 邦生

主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー 『第4879回金融ファクシミリ新聞社セミナー「経済安全保障・人権に関する規制リスクの高まりとわが国企業の対応策～経済安全保障推進法案やウクライナ情勢も踏まえて～」』

開催日時 2022年5月19日（木）9:30～11:30

講師 宮岡 邦生

主催 株式会社FNコミュニケーションズ

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

### 文献情報

- 論文 「企業法務のための経済安全保障 第2回 経済安全保障を読み解く主要11分野 ——貿易管理編」

掲載誌 ビジネス法務 2022年3月号

著者 大川 信太郎
- 書籍 『リーガル・トランスフォーメーション ビジネス・ルール・チェンジ2022』（2022年1月刊）

出版社 株式会社日経BP

著者 棚橋 元、石本 茂彦、高谷 知佐子、飯田 耕一郎、武川 丈士、山崎 良太、梅津 英明、渡辺 邦広、末廣 裕亮、東 陽介、石橋 誠之、羽深 宏樹（共著）
- 論文 「経済安全保障と人権問題の交錯と対応の難しさ」

掲載誌 NBL No.1211

著者 石本 茂彦
- 書籍 『詳解 外為法 貿易管理編——外国法令も踏まえた理論と実務』（2022年2月刊）

出版社 株式会社商事法務

著者 大川 信太郎
- 論文 「企業法務のための経済安全保障 第3回 経済安全保障を読み解く主要11分野 ——投資管理編」

掲載誌 ビジネス法務 2022年4月号

著者 大川 信太郎
- 論文 「＜企業法務＞ウイグル人権問題をめぐる最新動向と各種規制の体系的理解」

掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.34 No.3

著者 梅津 英明、鈴木 幹太、沈 暘
- 論文 「日本の輸出管理制度を人権の観点から読み解く—外為法で人権の観点からの輸出管理は可能か」

掲載誌 NBL No.1213

著者 大川 信太郎



## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

### NEWS

➤ Chambers Global 2022 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2022 で、当事務所は日本における International Trade を含む 8 つの分野で上位グループにランキングされ、当分野からは石本 茂彦、梅津 英明が日本を代表する弁護士に選ばれました。当事務所のバンコクオフィス、ヤンゴンオフィス、および北京オフィスにおいても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がそれぞれの分野で高い評価を得ております。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com